令和７年（フ）第１１４号
千葉県銚子市黒生町7380番地の19
破産者　安藤　眞光
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第４６号
茨城県神栖市知手中央六丁目18番30号　三恵荘６号
破産者　中島　次生
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第７６７号
埼玉県鴻巣市箕田3630番地１　エアリーレジデンス　102、破産手続開始決定時の住所埼玉県鴻巣市稲荷町19番21―102号　パークハイムヤジマＢ
破産者　金田一　稔
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８３３号
埼玉県朝霞市宮戸３丁目５番15号
破産者　久保　乙美
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９３３号
埼玉県新座市野火止三丁目10番16号
破産者　宮本　秀己
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９５３号
埼玉県川口市大字辻606番地の２　鳩ヶ谷スカイハイツ416
破産者　岡崎　綾一
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９６１号
さいたま市見沼区大字東門前254番地１　ＣＫ東門前204号室
破産者　宮川　隆男
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９７０号
さいたま市西区大字指扇572番地１　コンフォルトＢ101
破産者　松本　紀子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９７４号
埼玉県川口市飯塚４丁目２番１―608号ＲＪＲプレシア川口、旧住所埼玉県三郷市早稲田１丁目21番地９　クレストパレス三郷102号
破産者　大高　　翔
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０１５号
埼玉県上尾市大字南545番地16
破産者　中村亜由美（旧姓亀山）
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０４４号
さいたま市岩槻区大字平林寺1484番地８　スミレハイツＣ棟101
破産者　窪田英里佳
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０６６号
さいたま市北区大成町４丁目121番地１　けやきハイツ101号
破産者　佐々木直子（旧姓安田）
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和６年（フ）第４６４号
埼玉県入間市小谷田１丁目16番29号
破産者　吉澤　泰子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１８２号
埼玉県所沢市緑町２丁目１番20号　丸幸マンション新所沢102
破産者　細野　　晃
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３１０号
埼玉県所沢市大字上安松854番地の１　高田コーポ２―205
破産者　和田　大輝
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３４６号
埼玉県入間市豊岡１丁目６番12号　アーバン入間Ⅱ502
破産者　橋本　圭輔
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３５９号
埼玉県川越市大字下赤坂689番地４
破産者　那須　　博
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第４０６号
埼玉県所沢市東所沢５丁目14番地の11　岩崎コーポ203
破産者　三田村拓哉
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第４２３号
埼玉県所沢市大字北秋津448番地の５　グランフォルム武蔵野２―202
破産者　松江　直樹
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部